

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月及び同年8月

平成3年4月から学生の国民年金加入が義務づけられ、母親が当時学生だった私の国民年金の加入手続を行い、銀行や市役所等の窓口で保険料を納付してくれていた。申立期間の2か月分のみ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付済みであり、平成5年度の保険料は前納されているなど、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年8月末から同年9月上旬頃に払い出されていることが申立人の前後の手帳記号番号の記録から推認でき、当該番号払出時点で、申立期間は過年度納付できる期間であり平成3年度の保険料は、申立期間を除いて全て納付されていることなどを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和50年7月を11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から50年7月まで

A社に勤務していた期間について、給与明細書を確認したところ、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合った標準報酬月額となっていないため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、標準報酬月額の相違について申立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち、昭和50年7月の申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給料明細書により確認できる保険料控除額から、標準報酬月額を11万8,000円にすることが妥当である。

なお、申立人の昭和50年7月に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立人は、「私が所持している給与明細書は、昭和 48 年 1 月から 52 年 12 月までの分の給与明細書である。」と主張しているものの、
i) 当該給与明細書には年が記載されておらず、年の特定ができないこと、
ii) 申立人が 49 年 5 月分及び同年 6 月分であると主張している給与明細書に記載されている残業手当の単価を当該月の基本給に相当する金額から算出することができず、50 年 7 月分であると主張している給与明細書に差額分 9,000 円と記載されていること、
iii) 申立人が 49 年 1 月から同年 3 月までの分、同年 5 月分及び同年 6 月分であると主張している給与明細書に記載されている厚生年金保険料及び健康保険料の控除額が同額となっているが、当該期間においては、厚生年金保険料率と健康保険料率は異なっており、49 年 11 月 1 日から 51 年 8 月 1 日までの期間においては、厚生年金保険料率と健康保険料率が同じであること、
iv) 申立人が 51 年 1 月から同年 3 月までの分であると主張している給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額については、48 年 11 月 1 日から 51 年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料率から標準報酬月額を算出したものの、いずれの等級の標準報酬月額にも該当せず、同年 8 月 1 日から 55 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料率から標準報酬月額を算出したところ、申立人の 51 年 9 月以降における標準報酬月額の記録と一致することなどから判断すると、申立人が所持している給与明細書のうち、申立人が 49 年 1 月から同年 3 月までの分、同年 5 月分及び同年 6 月分であると主張している給与明細書は、50 年 1 月から同年 3 月までの分、同年 5 月分及び同年 6 月分であり、同年 1 月から同年 4 月までの分であると主張している給与明細書は 51 年 1 月から同年 4 月までの分であり、同年 1 月から同年 3 月までの分であると主張している給与明細書は 52 年 1 月から同年 3 月までの分であると推認される。

3 申立期間のうち、昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 1 月 1 日までの期間については、申立人は給与明細書を所持していない上、事業主は、「申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額が確認できる資料は無い。」と供述していることから、当該期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したとこ

る、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚の標準報酬月額、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間のうち、昭和 50 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間については、前述の給与明細書により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料の控除額に基づく標準報酬月額は、いずれも当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる標準報酬月額を上回らないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B市）における資格喪失日に係る記録を昭和40年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を39年6月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から40年4月までは2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月22日から40年5月1日まで

私は、昭和39年1月21日から52年9月24日までの期間において、A社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、39年6月22日から40年5月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていなかった。

勤務期間中に休職等したことはなく、申立期間も継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が提出した従業員名簿及び複数の同僚の供述等から判断すると、申立人は、同社（B市）に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年5月及び40年5月のオンライン記録及び同僚の標準報酬月額の記録から、39年6月から同年9月までは1万4,000円、同年10月から40年4月までは2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを判断できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。